

令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人親誠会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年10月14日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- (1) 従前の指摘事項と同様の指摘事項があるので、必ず改善すること。
- (2) 事業区分間又は施設種別毎の資金移動制限、積立金の積立制限その他社会福祉法人に対して適用される各種通知を十分理解した上で会計処理を行うこと。
- (3) 継続的な取引を行う随意契約及び価格による随意契約が適切に行われているか判断できるよう、継続的な取引の適時の価格調査結果、相見積りの証憑書類、契約書、請書その他契約に関する資料の適切な保存を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>令和3年度の評議員改選について、理事会で評議員選任・解任委員会の召集を決定することなく同委員会を開催し、評議員の選任を行っていた。</p> <p>また、同委員会における評議員の選任の賛否について、評議員全員の賛否を一括して行っており、1人ずつの賛否を諮っていない。</p> <p>については、評議員選任・解任委員会の運営は規程どおりに適切に行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(評議員選任・解任委員会運営規程第7条、第8条、第11条)</p>	<p>今後、理事会にて評議員・選任解任委員会の招集を決定するよう徹底する。</p> <p>また、同委員会の議事録にて選任の賛否を一括して行ったような記載となっていたことから、今後は賛否を1人ずつ行った旨を明確に記録するようにする。</p>
2	<p>評議員会議事録について、次の不備が見られた。</p> <p>(1) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていない。</p> <p>(2) 評議員会に理事長が出席していたにもかかわらず、出席者に記載がなかった。</p> <p>については、評議員会議事録には当該議事録の作成に係る職務を行った者の氏名その他社会福祉法施行規則第2条の15第3項各号に掲げる事項の内容を漏れなく記載すること。</p> <p>なお、(1)については、前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「今後は、議事録の作成に係る職を行った者の氏名を記載し、適正な書類整備に努める。」と回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>(1) 今後は議事録の作成者を記載する。</p> <p>(2) 今後は理事長が出席していた場合に議事録にもれなく記載する。</p> <p>従事する担当者の交代により、内部で引継ぎが十分でなかった点を踏まえ、規則第2条の15第3項各号に掲げる事項を全て記載するよう徹底する。</p>

3	<p>理事会に2回以上続けて欠席した監事があり、また、監事の全員が欠席した理事会があった。</p> <p>については、理事会の開催においては監事の出席が可能な日程となるよう必要な調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選を検討すること。</p> <p>(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第100条から第102条まで)</p>	<p>コロナ禍において感染対策を十分に行い、また事前の日程調整を十分に行い理事及び監事ができる限り出席できるようにする。</p> <p>令和4年1月の理事会についての招集は1か月前に実施し、全ての理事・監事が出席している。</p>
4	<p>令和3年5月29日開催の理事会において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>については、監事は理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項において準用する一般法人法第72条第1項)</p>	<p>次回の監事選任に当たっては、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残すよう徹底する。</p>
5	<p>事業（拠点）区分間の資金移動について、次の不適切な事例があった。</p> <p>(1) 社会福祉事業（ケアハウス昭和町拠点区分：軽費老人ホーム）から収益事業（ケアハウス昭和町賃貸拠点区分）に資金繰入（500,000円）がされていた。</p> <p>収益事業は、その収益を社会福祉事業又は特定の公益事業に充てることを目的とする事業であって、社会福祉事業の収益を収益事業に充当することは一切認められない。</p> <p>については、社会福祉事業から収益事業に繰り入れた資金を戻入すること。</p> <p>(法第26条)</p> <p>(2) ひまわり鳥取（通所介護）拠点区分から本部拠点区分への資金繰入（50,000,000円）について、当期資金収支差額がマイナス（△34,106,679円）になるまで繰入れされていた。</p> <p>施設報酬その他の介護報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該介護事業の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業に資金繰入ができるものである。</p> <p>については、ひまわり鳥取拠点区分から本</p>	<p>(1) 収益事業（ケアハウス昭和町賃貸拠点区分）から社会福祉事業（ケアハウス昭和町拠点区分：軽費老人ホーム）に資金を戻入処理（500,000円）した。</p> <p>(2) 本部拠点区分からひまわり鳥取（通所介護）拠点区分に、マイナスとなっていた資金（34,106,679円）を戻入処理した。</p> <p>今後は担当者の交代等により法令の理解不足による不適切な資金移動が生じないように、法令の周知徹底に努める。</p>

	<p>部拠点区分への資金繰入中、ひまわり鳥取拠点区分の当期資金収支差額合計に資金不足が生じた額(34,106,679円)については、本部拠点区分からひまわり鳥取拠点区分に戻入すること。</p> <p>(老発第188号第2の3(1)、第3の1)</p> <p>なお、(2)については、前々回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は「今後は、限度額を超えた繰入を行わないよう、適切な経理処理に努めます。」と回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p>	
6	<p>軽費老人ホームであるケアハウス鳥取拠点区分の前期末支払資金残高については、理事会の承認を受けた場合に限り、当該拠点の人件費、事務費等の運営費に充てることができるほか、当該拠点の運営に支障が生じない範囲で法人本部等の運営に要する経費に充てることができる。前期末支払資金残高の取扱いについて理事会で協議された形跡がなく、かつ、前期末支払資金残高を設備資金借入金元金償還支出及び固定資産取得支出に充てていた。</p> <p>軽費老人ホームに係る前期末支払資金残高は施設整備等に係る支出に充てることができないため、施設整備等の支出が必要な場合は、積立金の取崩し(施設整備に対応する積立金がない場合は他の積立金を理事会の承認を経て取崩し)にて対応すること。</p> <p>(弾力運用局長通知4、弾力運用課長通知11、鳥取県長寿社会課長通知)</p>	<p>今後は前期末支払資金残高について、あらかじめ理事会の承認を得た上で人件費、事務費等の運営費に充てるよう徹底する。</p> <p>また、前期末支払資金残高を施設資金借入金元金償還支出及び固定資産取得支出に充当することがないように、積立金の取崩し等にて対応する。</p>
7	<p>ケアハウス鳥取拠点区分において、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に欠損が生じているにもかかわらず積立金の積立てがされていた。</p> <p>については、当該欠損が生じない範囲で積立金を積み立てることができるものである。過年度修正等必要な処理を行い是正すること。</p> <p>また、今後同様のことがないように適切な会計処理を行うこと。</p> <p>おって、過去に同様の処理を行っていないか確認すること。(文書指摘事項8に関係すると思われる。)</p> <p>(会計省令第6条第3項、運用上の取扱い19)</p>	<p>前々期に計上した積立金(施設・設備整備積立金(措置)10,000,000円)については取り崩すこととし、令和4年1月28日の理事会決議にて取崩しにつき正式に承認を受けた。</p>
8	<p>ケアハウス鳥取拠点区分の貸借対照表において、積立金(施設・設備整備積立金(措置)10,000,000円)に対応する積立資産が計上されていなかった。</p> <p>積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発</p>	<p>上記7のとおり、前々期に計上した積立金(施設・設備整備積立金(措置)10,000,000円)は適切な積立てではなく取崩し処理をしたことから、対応する</p>

	<p>生じた年度の計算書類に反映させるものであるが、対応する積立資産が計上されていない原因を明らかにし、過年度修正等適切な処理を行うこと。</p> <p>また、今後同様のことがないよう適切な会計処理を行うこと。</p> <p>(留意事項19(2))</p>	<p>資産についても計上しないこととする。</p>
9	<p>グループホーム昭和町拠点区分及びひまわり鳥取拠点区分の資金収支計算書におけるその他の活動による支出がマイナスになっていた。</p> <p>については、計算書類等に記載する金額は、原則として、総額をもって表示されるよう是正すること。</p> <p>(会計省令第2条の2)</p>	<p>今後は支出項目がマイナスとならず総額にて表示するよう、十分に留意する。</p>
10	<p>貸借対照表の無形固定資産の減価償却累計額が間接法により表示されていたが、無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法による表示のみが認められる。</p> <p>については、無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示すること。</p> <p>(運用上の取扱い16(3))</p>	<p>期末の計算書類だけでなく、帳簿上においても直接法により処理する方法に修正した。</p>
11	<p>経理規程で小口現金の制度を規定しているにもかかわらず、事業費(行事食材費等)の支払において、職員による立替払の事例が散見されたが、会計事故の原因となることから不適當である。</p> <p>については、現金による支払は、職員の立替払に抛らず、小口現金による処理を行うこと。</p> <p>なお、小口現金は常用雑費の支出のためのものであり、経常的な事業費支出に関しては、現金出納帳による管理が望ましい。</p> <p>(経理規程第27条)</p>	<p>事業費について例外的に職員による立替払が生じないように、今後の運用について十分留意する。</p>